第明治三十五種郵便物認可

平成２１年（フ）第３６８号
千葉県船橋市夏見４丁目１番20―101号、開始決定時の住所千葉県船橋市北本町２丁目35番15―402号
破産者　小澤　　徹
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第５５９号
千葉県佐倉市上志津1071番地46、開始決定時の住所千葉県市原市ちはら台西１丁目10番地17
破産者　目黒　直隆
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２８号
千葉市若葉区みつわ台２丁目18番16号ヴューラーみつわ台Ｄ―203号
破産者　星野　知美
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８９号
千葉市稲毛区小仲台４丁目１番17号
破産者　インサイト株式会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９０号
千葉県鎌ケ谷市東中沢１丁目15番25号
破産者　三枝　敏匡
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０５８号
横浜市青葉区梅が丘７番地16
破産者　株式会社ＪＣＳ
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４７号
新潟県佐渡市河原田本町178番地
破産者　有限会社忠丸
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第７３６６号
大阪市中央区（大阪市南区南船場１丁目６番11の304順慶町ハイツ）
破産者　有限会社北中
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１３１０号
神戸市長田区大橋町10丁目１番12号
破産者　神戸レコード運送株式会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７４号
兵庫県姫路市船津町3227番地
破産者　株式会社太久
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第９５１号
広島市西区商工センター８丁目８番35号
破産者　株式会社マスダマテハン
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第５７号
熊本県熊本市健軍２丁目２番５号
破産者　株式会社日経管理
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第８７２号
宮崎県延岡市無鹿町１丁目2031番地１
破産者　大丸開発株式会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４０１号
釧路市芦野３丁目15番11号
破産者　有限会社魚正小野商店
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第９３号
北海道北見市西三輪６丁目１番地９
破産者　株式会社川尻商店
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第３７３号
青森県上北郡野辺地町字野辺地６番地２
破産者　株式会社久一産業
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４１号
東京都小金井市桜町２丁目１番41号
破産者　株式会社光翼
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３４２号
東京都武蔵野市境５―22―７ドメイン武蔵境302、住民票上東京都小金井市桜町２丁目１番41―204号メイツ小金井公園
破産者　宮崎　輝幸
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８４７号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目11番１―411号
破産者　株式会社誠精機
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第２５６号
静岡県伊豆市関野119番地
破産者　有限会社碇運送
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３３０号
熊本県宇城市小川町北新田643番地の４
破産者　井澤建設株式会社
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８５０号
熊本市鹿帰瀬町360番地15
破産者　有限会社エスフィールド
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部